

## 多目的競技場基本計画策定等業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

多目的競技場基本計画策定等業務委託

### 2 委託箇所

埼玉県さいたま市大宮区寿能町2－405（大宮第二公園内）

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 目的

本業務は、令和7年9月に策定された大宮スーパー・ボールパーク基本計画で、第二公園内に配置することとされた、競輪も開催可能な多目的競技場のコンセプト・規模・整備内容などの方針を定める施設の基本計画を策定すること等を目的とする。

### 5 委託業務の内容

#### （1）多目的競技場基本計画の策定

多目的競技場基本計画に必要な以下の内容を記載する。

##### ア. 大宮双輪場の沿革

大宮双輪場の歴史、現在の施設の状況、近年の売上状況等

##### イ. 現状と課題の整理

発注者より与えられた既往の検討資料、現地調査結果等を参考に大宮双輪場の施設面や運営面における現状と課題

##### ウ. 多目的競技場整備予定地の状況

・大宮第二公園の概要

・多目的競技場整備予定地の周辺から1キロ以内の地域にある学校、文教施設、病院その他の医療施設の位置と名称を記載した見取り図、交通の状況図等

##### エ. 関係法令等への適合

多目的競技場整備予定地の土地制約（高さ、建蔽率、鉄塔との関係、災害危険性）や関係する法令や条例等について情報収集を行い、整理した内容

##### オ. 多目的競技場のコンセプト

自転車競技や他のスポーツ・競技との相互利用ができ、多様な来園者に楽しんでもらうことで大宮公園の賑わい創出に貢献するようなコンセプト（多角的に検討し2件以上提案のうえ協議し決定）

カ. 多目的競技場として想定される機能（賑わい面と防災面）の例示

コンセプト等を踏まえ、バンク、メインスタンド、選手宿舎などに想定される賑わいを創出する機能や防災機能等

キ. バンクサイズの検討

多目的競技場整備予定地の範囲や多目的な利用も可能な競技場とすること、競輪開催による安定的な収益確保などを踏まえた望ましいバンクサイズ

ク. 競輪開催に必要な機能と規模

多目的競技場整備予定地の状況や現在の利用状況及びナイト開催・G I開催を見据え、競輪開催に必要な機能と規模（発注者より与えられた既往の検討資料、現地調査結果等を参考に以下の事項を整理し、望ましい施設を提案する。）

- ・観客の収容人員の全体の規模及びエリアごとの規模（無料エリア（メインスタンド観覧所及び投票所、屋外観覧所）、有料エリア（メインスタンド観覧所）など）
- ・メインスタンドに必要な機能及び規模（競輪運営に必要な諸室、観覧・投票所エリア等）
- ・食堂、売店
- ・選手宿舎及び選手管理諸室に必要な機能及び規模
- ・その他事業者が提案する機能等

ケ. 屋内型か屋外型かの検討

メリット、デメリット等を整理した、ドーム型施設整備の実現可能性

コ. 多目的競技場エリアの施設配置図等

これまでの検討を踏まえた多目的競技場エリアにおける施設配置図、動線・ゾーニング図、イメージパース等

サ. 想定事業費

令和6年度に県が算出したライフ・サイクル・コストの活用や近年再整備を行っている施設等の情報収集を行い、整備に係る事業費を精査した概算費用

シ. 整備手法の整理

民間資金、ノウハウの積極的な活用という観点から、複数の整備手法案について、それぞれの特徴や課題等を整理するとともに、上記ア～サ、ス～セ等や民間事業者等へのヒアリング等を踏まえた実現可能性のある整備手法

ス. 収支見通し

令和6年度に県が算出したライフ・サイクル・コストや収支関係資料等を基にした、それぞれの整備手法ごとの多目的競技場開設後30年間の競輪事業における収支見通し

セ. 整備スケジュール

それぞれの整備手法別に想定されるスケジュール

ソ. その他、必要な事項

なお、多目的競技場基本計画は、大宮スーパー・ボールパーク基本計画などの大宮スーパー・ボールパーク構想に関連する他の計画や、埼玉県競輪事業検討委員会において作成した「大宮双輪場のあり方に関する意見書」の内容を踏まえて検討する。

多目的競技場基本計画については、電子メール等により電子データで提出する。また、業務完了時に以下のとおり D V D – R で一式を提出する。

- ① 多目的競技場基本計画（概要版）（PowerPoint又はWord形式）
- ② 多目的競技場基本計画（PowerPoint又はWord形式）
- ③ 上記計画の作成に使用した図面・イラスト・参考資料一式（形式は県と協議すること）

#### （2）埼玉県競輪事業検討委員会等における計画の説明等

埼玉県が設置する埼玉県競輪事業検討委員会や各種関係する審議会等において、多目的競技場基本計画の内容を説明し、意見等を多目的競技場基本計画に反映させる。

#### （3）県民コメント制度への対応

県民コメント制度（1回程度実施予定）による県民からの意見等を多目的競技場基本計画に反映させる。また、意見等を踏まえた府内調整資料・公表資料の作成支援を行う。

#### （4）その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受注期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受注者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。  
また、必要に応じて発注者と受注者の打ち合わせの場を設けること。

オ 業務委託実施期間中、業務にかかる疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、協議の上実施すること。

### 6 業務実施上の条件

#### （1）貸与資料目録

- ・県営競輪の収支関係資料
- ・繰出金、基金の関係資料
- ・県営競輪の入場者の状況（本場開催、場外開催）
- ・包括民間委託の契約関係資料
- ・施設概要（現施設の状況）

## (2) 打ち合わせ回数

4回以上（業務着手前、基本計画の中間報告（2回）、基本計画（案）完成時）

※ただし県又は受注先が必要と認める際には隨時行うこと。

## 7 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受注者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務により得られたデータ等の使用、保存、処分には、委託内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。
- (5) 県による検査確認に合格した旨の通知を受けた時点をもって、直ちにすべてのデータをはじめとする調査書類等を破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (7) 受注者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 埼玉県が受注者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (10) 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (11) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から県に帰属する。
- (12) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。